

中小企業事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大きく減少している県内中小企業者等の皆様に、事業の継続を支援するため支援金を給付します。

支援金の対象者

※詳細は、申請要領(事務局ホームページ掲載)でご確認ください。

次の要件の全てを満たすもの

- ①県内に事業所を有する中小企業者等
- ②令和3年1月から6月の間で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年又は前々年の同月比で事業収入が30%以上減少した月(対象月)が存在すること

※主として中小企業経営強化法第2条2項に掲げる中小事業者等を対象とし、今後とも事業継続意思がある事業者

※個人事業主については、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い者を対象とし、1事業者に対して労務の提供のみを行う者を除く

支援金額

支援額：1事業者当たり 法人 40万円 個人 20万円

※複数の事業所を運営している場合も1事業者分となります

受付時期

令和3年7月28日(水)～10月1日(金) ※消印有効

申請書の提出先及び提出方法

提出先 法人は本店、個人は住所地の商工会・商工会議所
(詳しくはHPをご確認下さい)

提出方法 原則、郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)

※必要書類については、裏面を御覧ください

お問い合わせ先

中小企業事業継続支援金事務局

083-902-1788 (平日9:00～17:00)

HP: <https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>



● 必要書類

- ①申請様式（事務局ホームページからダウンロードしてください。）
（中小企業事業継続支援金交付申請書兼請求書、宣誓・同意書、収入申告書）
- ②確定申告書類の控等
 - ・ 所得税第一表、法人税別表一※2019年及び2020年の収受日印のある控
 - ・ 法人概況説明書、青色申告決算書、収支内訳書（比較対象年分）
- ③2021年分及び比較対象とする年の月（1月～6月）の月間事業収入がわかるもの
- ④本人確認ができるものの写し（個人事業主）
- ⑤申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

よくあるご質問

Q 対象になりますか？

業種にかかわらず支援することとしており、コロナの影響を受けた中小企業者等を対象としています。

事務局ホームページ掲載のQ&Aやフローチャートでご確認ください。

Q コロナ前と比較し1か月30%以上の減収があれば、対象となるのですか？

当支援金は、コロナの影響を受けた中小企業者等が対象になります。

コロナの影響については、令和3年度の年間事業収入見込額（一時(月次)支援金やその他の補助金、保険金等を含む）とコロナ前の比較により判断するとともに、その内容を記載してください。

Q 他の補助金と、事業継続支援金の併給は可能ですか？

事業継続支援金については、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能です。

他の給付金等が各種給付金等と併給できない場合があるので、制度を運用する自治体等にご確認をお願いいたします。

Q いつ支援金がもらえますか？

申請から2週間程度でご指定の口座に入金する予定です。

ただし、申請内容に何らかの確認を必要とする項目や不備がある場合には、給付までに時間を要することがあります。